

議案第 1 号

富津市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年5月14日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例として当該課税標準となるべき価格に乗じる割合が条例委任されたこと等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年4月1日に施行されたことにより、富津市税条例の一部改正について特に緊急を要するため議会を招集する時

間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第 1 号

専決処分書

富津市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成26年 3 月 31 日

富津市長 佐久間 清 治

富津市税条例の一部を改正する条例

富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号及び第9項」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

6 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第24条第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第24条第2項を削る。

附則第24条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の富津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分ま

での固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の3第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。